

工 事 設 計 書

当初設計書

令和 8 年度 下水道課 第 283(18) 号

課 長		補 佐		係 長		精査者		設計者	
-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--

事 業 名	下水道事業（補助）【西階地区】	単価適用年月日	令和08年08月01日付実施
工 事 名	令和8年度 西階雨水枝線工事（第1工区）	機損適用年月日	令和07年10月機械損料
河川路線等の名称	市道 延小大貫線	諸経費適用年度	公共 令和07年度（令和08年4月以降）
施 工 位 置	延岡市 大貫町	ワ ^レ ジョン適用年度	令和08年04月01日付 土木課独自単価
歩掛適用年月日	令和08年05月01日付 公共／令和07年10月01日付 下水道		

工 事 概 要	変 更 前			変 更 後			
	週休2日補正 有 / 現場環境改善費 有 大都市又は市街地						
	(1)	管路布設工 □900×900 L=3.9m		(1)			
	(2)	管路布設工 □700×700 L=65.0m		(2)			
	(3)	舗装工 A=193.0m ²		(3)			
	(4)			(4)			
	(5)			(5)			
	(6)			(6)			
	(7)			(7)			
	(8)			(8)			
	(9)			(9)			
(10)			(10)				
設 計 額 等		変 更 前(円)	変 更 後(円)	合併(合冊) 工事	工 区	変更前(円)	変更後(円)
	設 計 額						
	(消費税額)						
	請 負 額						
	(消費税額)						
	請 負 増 減 額						
	(消費税額)					合 計	
				設計条件	地 区	46:延岡市(北方・北浦・北川・旧南浦除く)	
					諸経費区分	一般交通影響有り(2)-2	
					諸経費工種	下水道工事 (2)	
					契約補正	発注者が金銭的保証を必要とする場合	

* 工事の仕様

工事の仕様は、本設計書によるほか平成22年7月（令和7年4月改定）宮崎県県土整備部監修の「土木工事共通仕様書」によるものとする。

延 岡 市

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
下水道工事（ 2 ） 01						
	1	式				
道路改良						
	1	式				
構造物撤去工						
	1	式				
構造物取壊し工						
	1	式				
舗装版切断						
	161.7	m			明 1 号	
舗装版破碎						
	346	m2			明 2 号	
コンクリート構造物取壊し 鉄筋構造物 機械施工						
	36	m3			明 3 号	
コンクリート構造物取壊し 無筋構造物 機械施工						
	9	m3			明 4 号	
運搬処理工						
	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
殻運搬 機械 騒対不要、厚15cm超又は必要	14	m3			明 5 号	
殻処分 アスファルト破碎片	14	m3			明 6 号	
殻運搬 殻運搬 コンクリート(鉄筋)構造物とりこわし	36	m3			明 7 号	
殻処分 コンクリート破碎片(有筋)	36	m3			明 8 号	
殻運搬 殻運搬 コンクリート(無筋)構造物とりこわし	9	m3			明 9 号	
殻処分 コンクリート破碎片(無筋)	9	m3			明 10 号	
汚泥運搬・処理	1	式			明 11 号	
カルバート工	1	式				
作業土工	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
床掘り 切梁腹起式 障害有り	174	m3			明 12 号	
埋戻し 最大埋戻幅1m以上4m未満	141	m3			明 13 号	
基面整正	80	m2			明 14 号	
土砂等運搬	17	m3			明 15 号	
土留工	1	式				
たて込み簡易土留 掘削深 2.0m以下	1	式			明 16 号	
フレキストカルバート工	1	式				
ボックスカルバート据付工（手間のみ）	68.9	m			明 17 号	
ボックスカルバート 材料費	1	式			明 18 号	

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
接続工	1	式				
接続工	1	式			明 19 号	
舗装工	1	式				
アスファルト舗装工（仮復旧）	1	式				
下層路盤(車道・路肩部) 全仕上り厚100mm 1層施工	152	m2			明 20 号	
上層路盤(車道・路肩部) 全仕上り厚120mm 1層施工	152	m2			明 21 号	
表層(車道・路肩部) 平均幅員1.4～3.0m以下 1層当り仕上厚30mm	152	m2			明 22 号	
アスファルト舗装工（本復旧）	1	式				
表層(車道・路肩部) 平均幅員1.4～3.0m以下 1層当り仕上厚50mm	193	m2			明 23 号	

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
区画線工	1	式				
区画線 区画線設置 溶融式手動 実線 15cm	62.9	m			明 24 号	
区画線 高視認性区画線非リブ密粒緑色・赤色30cm幅	62.9	m			明 25 号	
仮設工	1	式				
交通管理工	1	式				
交通誘導警備員	44	人			明 26 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(積上げ)	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
運搬費	1	式				
仮設材等の運搬（1車1回）往復 製品長12m以内 割増なし 片道運搬距離84km	12	t			施 8 号	
仮設材等の積込み・取卸し費 基地積込→現場→基地取卸	12	t			施 9 号	
共通仮設費（率化）	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
現場環境改善費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計	1	式				

【 第 1 号 明細書 】 舗装版切断							1 m 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
舗装版切断 アスファルト舗装版 15cm以下	1	m			P 1 号		
計							
単位当たり							

【 第 2 号 明細書 】						
舗装版破碎						
1 m2 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
舗装版破碎 アスファルト舗装版 厚15cm以下 障害等無し 積込作業有 騒音振動対策必要	1	m2			P 2 号	
計						
単位当たり						

【 第 3 号 明細書 】						
コンクリート構造物取壊し 鉄筋構造物 機械施工						1 m3 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
構造物とりこわし 鉄筋構造物 機械施工 昼間 時間制約無 低騒音・低振動対策必要	1	m3			施 1 号	
計						
単位当たり						

【 第 4 号 明細書 】						
コンクリート構造物取壊し 無筋構造物 機械施工						1 m3 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
構造物とりこわし 無筋構造物 機械施工 昼間 時間制約無 低騒音・低振動対策必要	1	m3			施 2 号	
計						
単位当たり						

【 第 5 号 明細書 】						
殻運搬 機械 騒対不要、厚15cm超又は必要						1 m3 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
殻運搬 舗装版破碎 機械 騒対不要、厚15cm超又は必要 5.5km以下 DID区間有 タイヤ損耗費(良好)含む	1	m3			P 3 号	
計						
単位当たり						

【 第 6 号 明細書 】						
殻処分 アスファルト破砕片						
1 m3 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
中間処分料 アスファルト破砕片	1	m3				
計						
単位当たり						

【 第 7 号 明細書 】						
殻運搬 殻運搬 コンクリート(鉄筋)構造物とりこわし						1 m3 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
殻運搬 コンクリート(鉄筋)構造物とりこわし 機械積込 5.7km以下 DID区間有 タイヤ損耗費(良好)含む	1	m3			P 4 号	
計						
単位当たり						

【 第 8 号 明細書 】						
殻処分 コンクリート破砕片(有筋)						1 m3 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
中間処分料 コンクリート破砕片(有筋)	1	m3				
計						
単位当たり						

【 第 9 号 明細書 】						
殻運搬 殻運搬 コンクリート(無筋)構造物とりこわし						1 m3 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
殻運搬 コンクリート(無筋)構造物とりこわし 機械積込 5.7km以下 DID区間有 タイヤ損耗費(良好)含む	1	m3			P 5 号	
計						
単位当たり						

【 第 10 号 明細書 】						
殻処分 コンクリート破砕片(無筋)						1 m3 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
中間処分料 コンクリート破砕片(無筋)	1	m3				
計						
単位当たり						

【 第 11 号 明細書 】

汚泥運搬・処理

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
汚泥処理費(カッター汚泥)	241	kg				
汚泥運搬 ドラム缶2本分 旧延岡市	1	回				
計						

【 第 12 号 明細書 】						
床掘り 切梁腹起式 障害有り					1	m3 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
床掘り 土砂 標準 切梁腹起式 障害有り	1	m3			P 6 号	
計						
単位当たり						

【 第 13 号 明細書 】						
埋戻し 最大埋戻幅1m以上4m未満					1	m3 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
埋戻し 最大埋戻幅1m以上4m未満	1	m3			P 7 号	
計						
単位当たり						

【 第 14 号 明細書 】						
基面整正						
1 m2 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
基面整正	1	m2			P 8 号	
計						
単位当たり						

【 第 15 号 明細書 】 土砂等運搬							1 m3 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
土砂等運搬 標準 ハッパ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂 5.0km以下 DID区間有 タイヤ損耗費(良好)含む	1	m3			P 9 号		
計							
単位当たり							

【 第 16 号 明細書 】 たて込み簡易土留 掘削深 2.0m以下 1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
建込工(両側分) 掘削深 2.0m以下	68.9	m			施 3 号	
引抜工(両側分) 掘削深 2.0m以下	68.9	m			施 4 号	
たて込み簡易土留賃料 使用数量:120m2	1	式			施 5 号	
計						

【 第 17 号 明細書 】						
ボックスカルバート据付工（手間のみ）						1 m 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
ボックスカルバート 据付 2.0m/個 0<B≤1.25 0<H≤1.25 基礎碎石+均しコンクリート	1	m			P 10 号	
計						
単位当たり						

令和8年度 西階雨水枝線工事（第1工区）

【 第 18 号 明細書 】						
ボックスカルバート 材料費						
1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
ボックスカルバート（耐震型RC） 短切 900×900×1800	1	個				
ボックスカルバート（耐震型RC） 短切 900×900×1191	1	個				
ボックスカルバート（耐震型RC） 700×700×2000	27	個				
ボックスカルバート（耐震型RC） 短切 700×700×1500	1	個				
ボックスカルバート（耐震型RC） 短切 700×700×1000	1	個				
ボックスカルバート（耐震型RC） 斜切 700×700×1364-1352	1	個				
ボックスカルバート（耐震型RC） 斜切 700×700×1704-1310	1	個				
ボックスカルバート（耐震型RC） 斜切 700×700×1702-1308	1	個				
ボックスカルバート（耐震型RC） 斜切 700×700×1686-1294	1	個				

【 第 18 号 明細書 】							(続 き)	1 式 当り
ボックスカルバート 材料費								
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準		
断面変更版 900×900-700×700×1000	1	個						
断面変更版 700×700×600×1000×1000	1	個						
計								

【 第 19 号 明細書 】							1 式 当り
接続工							
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
型枠 一般型枠 鉄筋・無筋構造物	0.76	m2			P 11 号		
コンクリート バックホウ(クレーン機能付)打設 無筋・鉄筋構造物 24-12-25(20)高 一般養生	0.1	m3			P 12 号		
計							

【 第 20 号 明細書 】						
下層路盤(車道・路肩部) 全仕上り厚100mm 1層施工					1	m2 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
下層路盤(車道・路肩部) 全仕上り厚100mm 1層施工 再生クラッシュ RC-40	1	m2			P 13 号	
計						
単位当たり						

【 第 21 号 明細書 】						
上層路盤(車道・路肩部) 全仕上り厚120mm 1層施工					1	m2 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
上層路盤(車道・路肩部) 全仕上り厚120mm 1層施工 粒度調整碎石M-30	1	m2			P 14 号	
計						
単位当たり						

【 第 22 号 明細書 】						
表層(車道・路肩部) 平均幅員1.4～3.0m以下 1層当り仕上厚30mm						1 m2 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚30mm 再生密粒度アスコン(13) 100t未満 平均幅員1.4～3.0m以下 フライムコート 締固密度2.35	1	m2			P 15 号	
計						
単位当たり						

【 第 23 号 明細書 】						
表層(車道・路肩部) 平均幅員1.4～3.0m以下 1層当り仕上厚50mm						1 m2 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚50mm 再生密粒度アスコン(20) 100t未満 平均幅員1.4～3.0m以下 フライムコート 締固密度2.35	1	m2			P 16 号	
計						
単位当たり						

令和8年度 西階雨水枝線工事（第1工区）

【 第 24 号 明細書 】						
区画線 区画線設置 溶融式手動 実線 15cm					1 m 当り	
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
区画線設置 溶融式手動 実線 15cm 塗布厚1.5mm 白 昼間 時間制約無	1	m			施 6 号	
計						
単位当たり						

【 第 25 号 明細書 】						
区画線 高視認性区画線非リブ密粒緑色・赤色30cm幅						1 m 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
高視認性区画線非リブ密粒緑色・赤色30cm幅 小規模割増 100m未満	1	m				
計						
単位当たり						

【 第 26 号 明細書 】						
交通誘導警備員						
1 人 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
交通誘導警備員 B					施 7 号	
計	1	人日				
単位当たり						

特記仕様書

第 1 章 総則

第 1 条 本特記仕様書は、令和 8 年度 西階雨水枝線工事（第 1 工区）に適用する。

第 2 条 本工事は、設計図書及び本特記仕様書のほか、各項によるものとする。

- 1 下水道事業仕様書（管きょ編）（令和 6 年 4 月改定）
- 2 土木工事共通仕様書（平成 2 2 年 7 月（令和 7 年 4 月改定））
- 3 区画線設置工事共通仕様書（平成 2 2 年 7 月（令和 8 年 3 月改定））
- 4 土木工事施工管理基準（平成 2 2 年 7 月（令和 7 年 4 月改定））
- 5 出来形管理基準及び規格値（平成 2 2 年 7 月（令和 7 年 4 月改定））
- 6 品質管理基準（平成 2 2 年 7 月（令和 7 年 4 月改定））
- 7 写真管理基準（平成 2 2 年 7 月（令和 7 年 4 月改定））
- 8 土木工事施工管理の統一事項（平成 2 2 年 7 月（令和 7 年 4 月改定））

※土木工事共通仕様書等は、宮崎県庁ホームページ（トップ＞しごと・産業＞公共事業・建築・土木＞技術基準＞建設技術情報（土木工事共通仕様書等））に掲載している。

第 3 条 契約数量・規格等（単価抜設計書）

本工事の施工に当たっての数量・規格等は、単価抜設計書のうち工事目的物に係る名称・規格、数量（単位）によるものとする。ただし、以下を除く。

- 1 任意の仮設及び施工方法にかかるもの
- 2 目的物の施工に伴う作業土工（施工管理の対象とならない土工）
- 3 施工機械の機種・規格
- 4 本特記仕様書第 1 章第 18 条による工事材料の名称

第 4 条 工事書類の簡素化について

- 1 本工事は、工事書類の簡素化の対象工事である。
- 2 「工事書類簡素化要領」及び「工事書類簡素化ガイドライン」に基づき実施するものとする。
- 3 工事書類簡素化要領に定めのない事項は、監督員と協議するものとする。

※「工事書類簡素化要領」及び「工事書類簡素化ガイドライン」は、宮崎県庁ホームページ（トップ＞しごと・産業＞公共事業・建築・土木＞技術基準＞工事書類の簡素化について）に掲載している。

第 5 条 地下埋設物の調査

- 1 工事着手にあたって、既設地下埋設物の調査を行うこと。なお、該当物がある場合は、2 及び 3 によるものとするが、該当物がない場合もその旨を報告すること。
- 2 地下埋設物調査の結果、既設地下埋設物の移転の必要が生じる場合は、速やかに報告すること。
- 3 地下埋設物調査の結果、既設地下埋設物の移転の必要が生じない場合で、地下埋設物の内容、位置等が設計図に記載されていない場合は、設計図に記載し、報告すること。なお、記載する具体的な内容については発注者と協議のうえ決定する。

第 6 条 記録媒体による電子データの提出

受注者は、提出書類を記録媒体（CD 等）により電子データで提出する場合には、事前にウイルスチェックを行うこと。ウイルスチェックソフトは、最新のウイルスも検出できるように常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用すること。なお、USB メモリでの提出は原則不可とする。

第7条 設計変更ガイドライン等の適用

- 1 設計変更等については、延岡市工事請負契約約款第18条から第24条及び土木工事共通仕様書1-1-15から1-1-17に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「設計変更ガイドライン（令和元年5月 延岡市）」及び「工事一時中止に係るガイドライン（令和元年5月 延岡市）」によることとする。
- 2 工事目的・起終点・工事内容に変更がなく、事前調査又は施工結果により数量変更が生じるものは、速やかに受発注者間協議を行うこと。このとき、受発注者間で合意した数量をもって設計変更を行うことができることとする。

第8条 工事のデジタル写真の黒板情報電子化について

工事のデジタル写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後に、監督員へ黒板情報電子化の実施を選定する旨を書面にて申し出、承諾を得たうえでデジタル写真の黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。

対象工事では、以下の1から4の全てを実施することとする。

1 対象機器の導入

受注者は、デジタル写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督員に対し、黒板情報電子化の実施を選定する旨を書面にて申し出の際に、本工事での使用機器が分かる資料も併せて提出するものとする。なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2 デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、同条1の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、同条2に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真の編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。

第9条 提出書類の様式について

協議書、段階確認書及び週間工程表等の様式に関しては、様式1～様式8とする。なお、その他の書類の様式については監督員と協議のうえ決定すること。

第10条 再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）

本工事における、再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、監督員に提出しなければならない。これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

また、法令等に基づき再生資源利用（促進）計画を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲げなければならない。

なお、建設副産物の発生及び建設資材の利用がない場合は、工事概要のみを記載した計画書（実施書）を作成、提出するものとする。

第11条 工事工程の共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の1～6に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- 1 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- 2 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- 3 猛暑日日数が発注時点で見込んでいる猛暑日日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- 4 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- 5 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- 6 その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第12条 法定外の労災保険の付保について

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第13条 地区外等からの建設資材調達に係る設計変更について

- 1 本工事の建設資材について、災害により、建設資材調達に道路を迂回せざるを得ない場合、又は、建設資材の供給不足が生じ地区外から建設資材を調達せざるを得ない場合には、工事現場に建設資材等を搬入する前に、事前に監督員と協議する。

また、受注者は設計変更を請求する場合は、購入費（現場着単価）及び輸送費について、建設資材変更数量調書（任意様式）及び取引価格が証明できる資料を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更できるものとする。

発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置を行う場合がある。

本運用の対象となる建設資材は、下表のとおりとする。

対象建設資材	設計変更の対象
生コンクリート	購入費（現場着単価）
アスファルト合材	
モルタル、砂、吹付用砂、粗骨材、割栗石、割詰石、クラッシャーラン、再生クラッシャーラン、粒度調整碎石、舗装用碎石、シラス、捨石、中詰用砂	
積ブロック	
仮設材（鋼矢板、敷鉄板等）	輸送費

※地区とは、土木工事設計材料単価表及び土地改良工事設計材料単価表に示す36地区をいう。

- 2 地区外等からの建設資材調達に係る設計変更の運用については、宮崎県ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>地区外からの建設資材調達に係る設計変更の運用について）から入手できる。

第14条 建設業退職金共済制度

- 1 受注者は、建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に貼付すること。
また、共済手帳に貼付した証紙の数量を確認するため、各労働者に貼付した枚数が分かるように、一覧表を作成したうえで完工時の資料として発注者に提出すること。
- 2 受注者は、「この工事の元請事業主は、建設業退職金共済制度に加入しています。」という標識（シール）を現場事務所及び工事現場の出入り口等の現場労働者の見やすい場所に掲示すること。
- 3 元請業者にあつては、一部下請けに発注する場合は、当該下請け企業にも同様の指導を行い、下請け企業の労働者についても、貼付枚数等を管理した資料の提出を求め、発注者に提出すること。

ただし、他の退職金制度に加入している自社雇用の社員のみで工事施工する場合等の理由により、当該労働者がいない場合には第1項の共済手帳への貼付及び資料の提出は不要とする。また、上記の理由により、下請け企業に当該労働者がいない場合には、第3項の資料の提出は不要とする。

第15条 現場環境改善費

- 1 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。
- 2 実施する内容については、〔表－1〕の各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容とする。
- 3 施工計画書に実施内容を明示し、現場の状況を勘案した上で、詳細な内容、実施時期について、実施の可否を含め受発注者間協議を行うものとする。
- 4 実施後は、現場環境改善の実施写真を4つの内容ごとに提出するものとする。

〔表－1〕

計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	1. 昇降設備の充実 2. 環境負荷の低減 3. I C T設備の充実 4. 作業負荷の低減
現場環境改善 （営繕関係）	1. 現場事務所の快適化（女性更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） 4. 衛生設備・厚生施設の充実等
現場環境改善 （安全関係）	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策等
地域連携	1. 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 3. 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

- 5 現場環境改善費の取扱については、宮崎県庁ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>「現場環境改善費」について）で確認できる。

※実施内容については、宮崎県庁ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>「現場環境改善費」について）に掲載されている内容に準じる。

第16条 再生骨材の使用について

1 再生骨材の使用

受注者は、単価抜設計書に明示された再生骨材を使用するものとする。なお、再生骨材は延岡市内の再資源化施設から供給するよう努めることとする。

2 再生骨材の供給がある場合

受注者は、工事に使用する再生骨材の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備し、監督員に提出するものとする。

3 再生骨材の供給がない場合

受注者は、延岡市内にある全ての再資源化施設^注)に確認のうえ、宮崎県建設技術センターの規格試験に合格した再生骨材がないことを証明する書類（別添様式1）を作成し、監督員に提出するものとする。

注）規格試験に合格した再生骨材を生産している再資源化施設

第17条 再生加熱アスファルト混合物の使用について

1 再生加熱アスファルト混合物の使用

受注者は、単価抜設計書に明示された再生加熱アスファルト混合物を使用するものとする。なお、再生加熱アスファルト混合物は延岡市内の再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設（以下「アスファルト再資源化施設」という。）から供給するよう努めることとする。

2 再生加熱アスファルト混合物の供給がない場合

受注者は、延岡市内のアスファルト再資源化施設又は約款第7条の2に規定する者に確認のうえ、宮崎県建設技術センターの承認を得た再生加熱アスファルト混合物がないことを証明する書類（別添様式2）を作成し、監督員に提出するものとする。

第18条 工事材料の使用について

本工事の設計図書にて品質規格を明示している工事目的物にかかる材料については、設計図書にて製品名を指定材料として明示しているものを除いて、すべて同等品以上のものを使用できるものとする。

なお、図面内に製品の形状・寸法等の詳細図が示されており、製品メーカーを特定できる場合においても、あくまで参考図扱いとし、製品メーカーを指定するものではない。

第19条 工事材料使用願の提出について

本工事における工事目的物にかかる工事材料（任意仮設を除く。）については、県産品の優先使用に努めることとし、「工事材料使用願」（別添様式3）と品質規格証明書を工事の着手までに監督員に提出しなければならない。

第20条 休日の確保について

本工事は、完全週休2日（土日）工事の対象工事（発注者指定型）である。実施に当たっては、『「週休2日工事」実施要領（令和8年4月1日）』に基づき行うこと。（実施要領は、延岡市ホームページを参照）

第21条 熱中症対策について

1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行対象工事である。

2 試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の施行について（令和8年1月23日）」に基づき行うものとする。

3 「熱中症対策に資する現場管理費の補正について（令和8年1月23日）」は、宮崎県ホームページ（トップ>しごと・産業>公共工事・建築・土木>技術基準>熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について）から入手できる。

第22条 熱中症警戒アラート等について

受注者は熱中症対策として、環境省が配信する熱中症警戒アラート等のメール配信サービスを登録するなど、熱中症特別警戒情報を確実に入手できる体制を整えなければならない。

（参考：熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp>）

第23条 情報共有システムの活用について

本工事は、情報共有システム活用試行対象工事とする。

試行にあたっては、「建設工事等における情報共有システム活用試行要領」に基づき行う。ただし、「L G W A N - A S P」対応システムを使用すること。

試行要領は、宮崎県ホームページ（トップ＞しごと・産業＞公共事業・建築・土木＞技術基準＞建設工事等における情報共有システム活用の試行について）から入手できる。

第24条 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

- 1 本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域※1が含まれる工事である。
- 2 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域※1における工事にあつては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。
- 3 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、延岡市工事請負契約款第20条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があつたものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。
その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を監督員に連絡し、その後の対応について監督員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施行技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- 4 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を監督員に連絡し、その後の対応について監督員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策措置を速やかに講じ、土木工事安全施行技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- 5 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督員に報告するものとする。
- 6 なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があつた場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督員と協議できるものとする。

※1 宮崎県全域は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、さらに沿岸部の市町村（宮崎市、延岡市、日南市、日向市、串間市、児湯郡高鍋町、同郡新富町、同郡川南町、同郡都農町、東臼杵郡門川町）は南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されている。

※2 住民事前避難対象地域は、宮崎県ホームページ（トップ＞防災・安全・安心＞防災の知識・情報＞防災への備え・啓発＞南海トラフ地震臨時情報について）で確認できる。（常に最新の状況を確認すること。）

第 2 章 施工条件

第 1 条 施工条件の明示

本工事の施工に当たっての施工条件を以下に明示する。受注者は、施工計画書の作成時及び工事施工時においては、十分留意するものとする。なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、施工条件が当初の段階で想定できず、工事実施期間中に発生した場合についても、発注者と受注者が協議し、契約変更の対象とする。

1 施工関係

埋戻しの方法は「下水道工事仕様書（管きょ編）（令和 6 年 4 月改訂）」のとおりとする。埋戻しは路床 1 層あたり 20cm、路体 1 層あたり 20cm の機械転圧とする。（振動ローラ、タンパランマー）

2 品質関係

- ・埋戻しについて、「下水道施設の耐震対策指針と解説-2025年版-」を参照し、締固め度を 90% 以上とするものとする。管理基準として 500m³に 1 回の試験を行い、埋戻しの締固め度が 90% 以上あることを確認するものとする。土質が変化する箇所が発生した場合は、その都度締固め試験を行うものとする。
- ・本工事に使用するコンクリート二次製品のうち仕様書に規格が定められていない製品については、構造計算書、図面等を添付して市の承認を受けて使用するものとする。

3 工程関係

- ・通常の施工時間帯で予定している。
- ・関係機関等との協議案件はない。
- ・他官庁等との協議の結果、特定された条件は特段付されていない。

4 用地関係

- ・工事区域の用地については、全て道路区域となっている。
- ・工事施工において民地借上を必要とする場合の地元折衝及び補償等は、特に指示しない限り、一切の行為は受注者の責任において処理しなければならない。
- ・本工事における借地は予定していない。

5 公害関係

- ・本工事箇所は、騒音規制法、振動規制法、延岡市生活環境保護条例により、特に生活環境を保全する必要がある地域であるので、下記工種の施工にあたっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定及び排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定されている建設機械・設備を使用するものとし、規制区域内での特定建設作業の実施について、市（生活環境課）へ届出を行うこと。

構造物取壊工及び掘削工等

6 安全対策関係

- ・工事予告等の広報掲載について、工事の規模・交通量・同一地区内の同時期発注工事等を考慮し、監督員と協議の上決定する。
- ・交通誘導警備員は、起終点に配置するものとする。ただし、警察等関係機関協議や現地条件変更等により配置人数（交替要員を含む）を変更する必要がある場合は、別途協議により配置人数を決定することとする。

7 工事用道路関係

- ・資機材等の搬入路については、既設の道路を使用することで考えている。

8 仮設備関係

- ・本工事で設置した仮設備については、工事目的物が完了した段階で撤去するものとする。

9 建設副産物関係

- ・本工事により発生する建設発生土は、下記に運搬するものとするが、これにより難い場合は別途協議する。運搬する際は、施設管理者と協議を行うこと。

また、工事期間中、運搬距離 5 0 k m 圏内の公共工事及び民間工事への工事間利用が可能となった場合は、工事間利用を優先することとし、運搬について発注者と受注者の協議により決定するものとする。

- (1) 施設名称 : 妙田下水処理場
- (2) 受入場所 : 宮崎県延岡市東浜砂町
- (3) 予定土質 : 礫質土 (第 2 種建設発生土)
- (4) 受入時間帯 : 午前 8 時～午後 5 時 (日曜・祝祭日を除く)
- (5) 運搬距離 : 4. 5 k m

- ・本工事により発生するコンクリート塊及びアスファルト塊は、下記の再資源化施設へ運搬するものとするが、これにより難い場合は別途協議する。

- (1) 施設名称 : (有)西部リサイクルセンター
- (2) 受入場所 : 延岡市三須町 6 3 8 - 1
- (3) 受入時間帯 : 午前 8 : 0 0 ～午後 5 : 0 0 (日曜・祝祭日を除く)
- (4) 運搬距離 : 4. 8 k m

- ・舗装版切断時に発生する排水については、下記の処理施設へ運搬するものとするが、これにより難い場合は別途協議する。

- (1) 受入場所 : 延岡市新浜町 2 丁目 8 9 3 5 番地 7 0
- (2) 施設名称 : (有)オイル・リサイクル
- (3) 受入時間帯 : 午前 8 : 0 0 ～午後 5 : 0 0 (日曜・祝祭日を除く)

10 工事支障物件等

- ・本工事区間にある地下埋設物の取扱いの判断は、監督員及び当該管理者の立会いの上決定するものとする。但し、移設の場合の費用負担は発注者とし、防護の場合の費用負担は両者協議の上決定するものとする。工事施工により他の地下埋設物に損傷を与えた場合は請負者にて賠償すること。
- ・舗装版破碎工において、指定機械での施工が困難な場合は、監督員と協議を行い、変更契約の対象とする。

11 排水工（濁水処理含む）関係

- ・汚水処理については、特段考慮していない。
- ・舗装版切断時に発生する排水について、適正に処理すること。

12 その他

- ・工事用資機材の仮置きは、特段考慮していない。
- ・現場発生品及び支給品等はない。
- ・本工事において部分使用は予定していない。

再生骨材供給確認書

再資源化施設名	電話番号	現場からの距離	供給状況	確認日

注 1) 確認は、受注者が電話等により行うものとする。

注 2) 現場から 4 0 k m の範囲にある全ての再資源化施設※の確認を必要とする。

※ 規格試験に合格した再生骨材を生産している再資源化施設

現場代理人



(別添様式 2)

令和〇〇年〇月〇日

再生加熱アスファルト混合物供給状況確認書

再資源化施設名	電話番号	現場からの距離 又は 運搬時間	供給状況	確認日

注 1) 確認は、受注者が電話等により行うものとする。

現場代理人



工事材料使用願

延岡市長 殿

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名
(押印不要)

1 工 事 名 _____
2 路河川名 _____
3 工事場所 _____
4 工 期 〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 〇〇年〇〇月〇〇日

標記工事について、下記材料を使用したいので提出します。

記

番号	材 料 名	規 格	使用 予定 数量	単位	製造元		購入元		県外の 理由 注4)	備 考 (摘要・有効期限等) 注5)
					県産品 注1)	製造会社名 注2) (都道府県名)	取引店名 注3) (県外：都道府県名) (県内：市町村名)	県内店		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

注1) 下記の分類からあてはまるものを記入すること。
(a) 県内に主たる営業所を有する企業が生産、加工又は製造したもの
(b) (a)以外のもので、県内の事業所等で生産、加工又は製造されたもの
(c) (a)、(b)以外のもので、原材料等に占める県産品の費用割合が過半数を占めるもの
(d) 県産品でないもの
※上記の公共工事における県産品の考え方については、県HP「しごと・産業」公共事業・建築・土木「技術基準に掲載しており、「公共工事における県産品の優先使用について」による。

注2) 製造会社名の下に（ ）書きで製造工場がある都道府県名を記入すること。なお、県産品である場合には、記入不要とする。

注3) 取引店名の下に（ ）書きで取引店の所在地を記入する。所在地は、取引店が県外の場合は都道府県名を、県内の場合は市町村名を記入し「県内店」欄に「○」を記入すること。なお、県産品である場合には、記入不要とする。

注4) 下記の分類からあてはまるものを記入すること。
(1) 県産品がないため。
(2) 県内に在庫がないため。
(3) 購入先で県産品の取扱いがないため。

注5) 材料毎の品質規格証明書等を添付すること。また、県産品については、それを証明する資料を添付することとし、品質規格証明書等で確認できる場合は、資料を不要とする。なお、宮崎県新技術等活用促進システムにおいて、県産品登録がされている材料については、備考欄に「【区分別整理番号No. 〇〇】」と記載し、県産品を証明する資料添付は不要とする。

主務 係長	監督員	現場 代理人	主任 (監理) 技術者

工事打合簿(正)

[illegible]

課 長	課長補佐	主 係	務 長	監 督 員

現 場 代 理 人	主任(監理) 技 術 者

工事打合簿（副）

[illegible]

監督員

現代	場人
理	

材料確認書

令和〇〇年〇月〇日

下記の通り材料確認を実施願います。

工 事 名 : _____

受 注 者 : _____ 現 場 代 理 人 : _____ 印

材料名	品質規格	単位	搬入数量	確 認 欄				備考
				確認年月日	確認方法	合格数量	確認印	

主務係長	監督員

段階確認書

施工予定表

令和〇〇年〇月〇日

下記の通り施工段階の予定時期を報告します。

工 事 名：_____

受 注 者：_____ 現 場 代 理 人：_____ 印

種 別	細 別	確認時期	施工予定時期	記 事

令和〇〇年〇月〇日

通 知 書

下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知する。

監 督 員：_____ 印

確認種別	確認細別	確認項目	確認時期予定日	確認実施日等	
				現場	
				机上	
				現場	
				机上	
				現場	
				机上	
				現場	
				机上	

令和〇〇年〇月〇日

確 認 書

上記種別について、段階確認を実施し確認した。

監 督 員：_____ 印

主務係長	監督員

現地調査・立会書

[illegible]

不要な文字は＝で消すこと。

工 事 履 行 報 告 書

工 事 名			
工 期			
日 付		受注者	
月 別	予 定 工 程 % ()は工程変更後	実 施 工 程 %	備 考
(記事欄)			

課 長	課長補佐	主 務 係 長	監 督 員

現 場 代 理 人	主任(監理)技 術 者

様式6（週間工程表）

〇〇線道路改良工事

週間工程表(4月度)

工期 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

作成日 令和 年 月 日

受注者 〇〇建設(株)

NO.

作業項目		先週(実施工程)							今週(予定工程)							備考
契約内容	作業内容	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
		4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	
土工	土工															
排水構造物工	MK側溝															
	自由勾配型側溝															
擁壁工	3号L型擁壁															
付帯工	門型カルバート															
立会	時 間 容			14:00								9:00				
				基礎								門カル				
備考	時 間 容					13:00										
						安全訓練										
工 程		計	画	工	程	%			計	画	工	程	%			
		実	施	工	程	%			目	標	工	程	%			

■実施

■先週予定

主務係長	監督員

現場代理人	主任(監理)技術者

休日及び夜間作業届

工事名:

受注者:

[illegible]

主務係長	監督員	現 場 代 理 人	主任(監理) 技 術 者

元請業者から発注者に報告

元 請 用

建設業退職金共済証紙貼付実績書

業者名 (元請)

印

[illegible]

元請業者を経由し発注者に報告

下 請 用

建設業退職金共済証紙貼付実績書

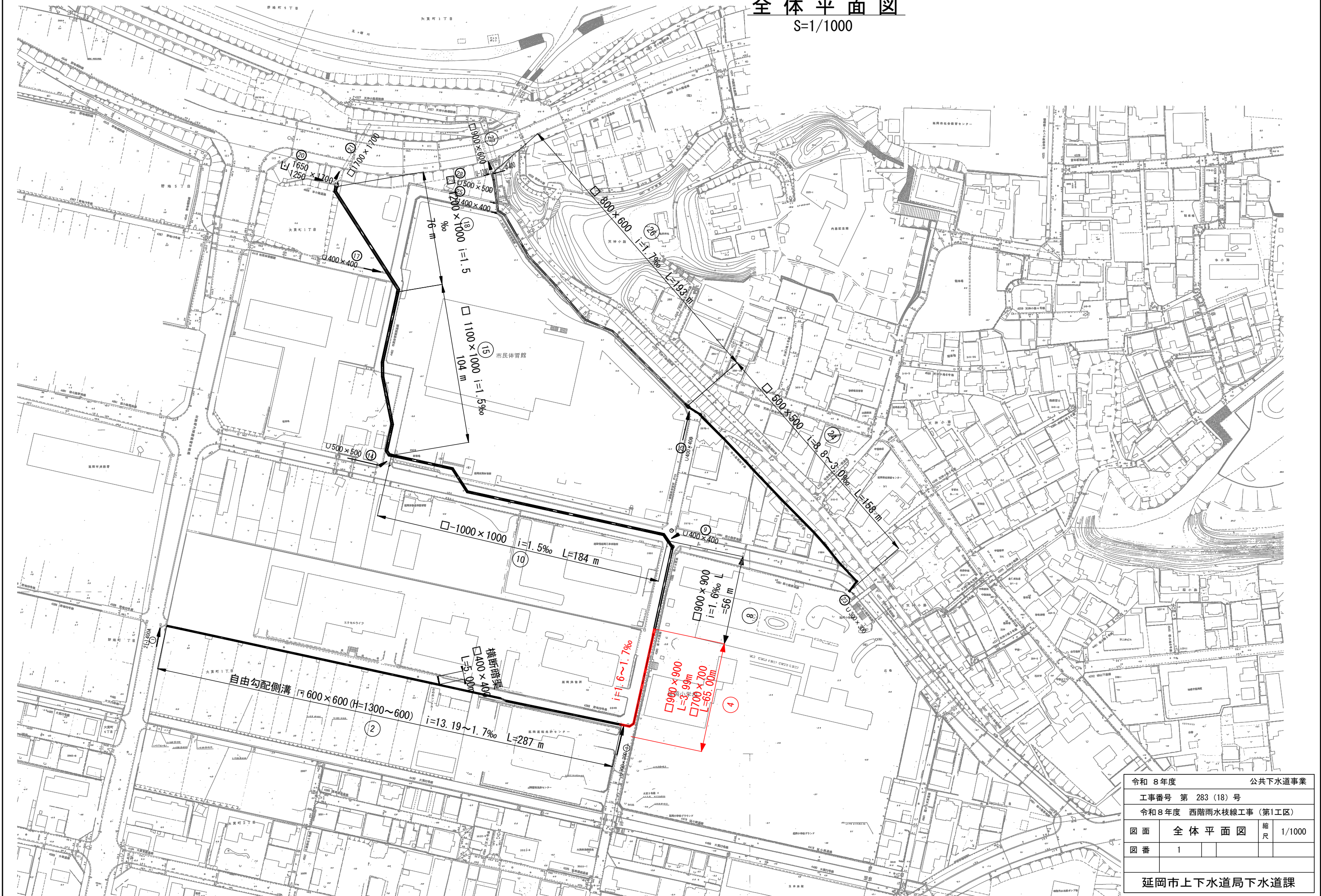
(再) 下請業者名

印

[illegible]

全体平面図

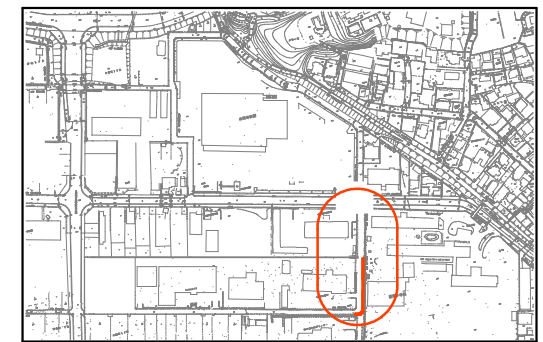
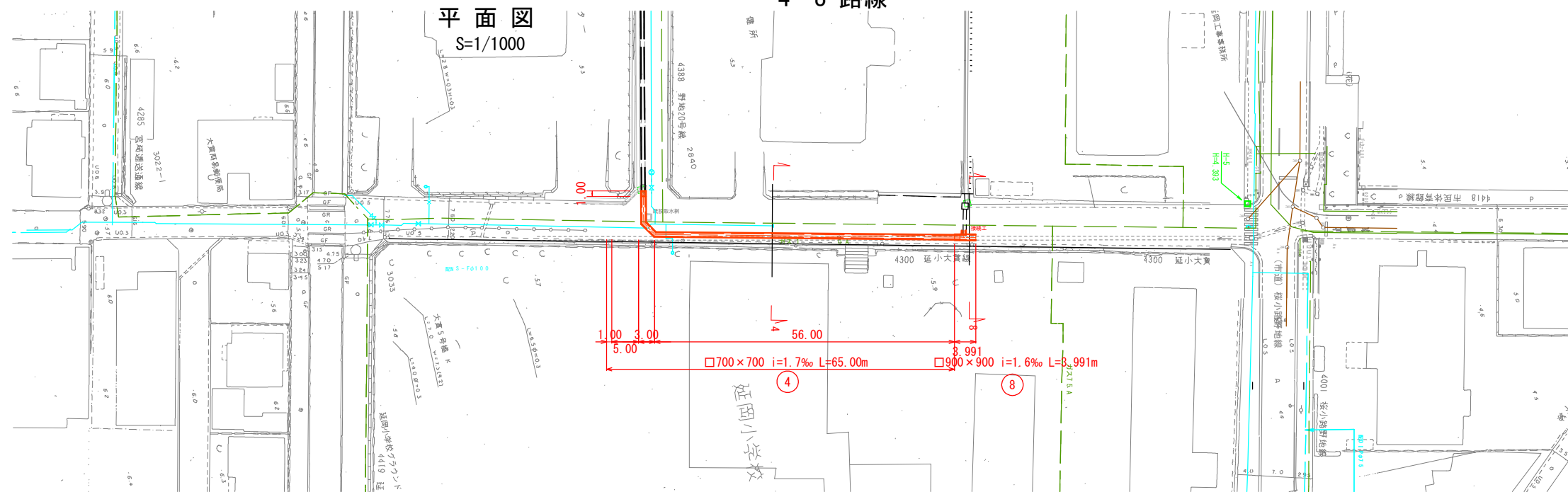
S=1/1000



令和 8 年度				公共下水道事業	
工事番号 第 283 (18) 号					
令和8年度 西階雨水枝線工事 (第1工区)					
図 面	全 体 平 面 図			縮 尺	1/1000
図 番	1				
延岡市上下水道局下水道課					

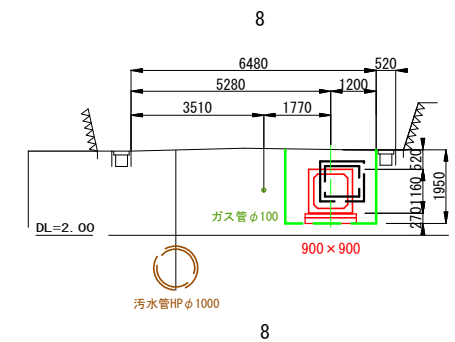
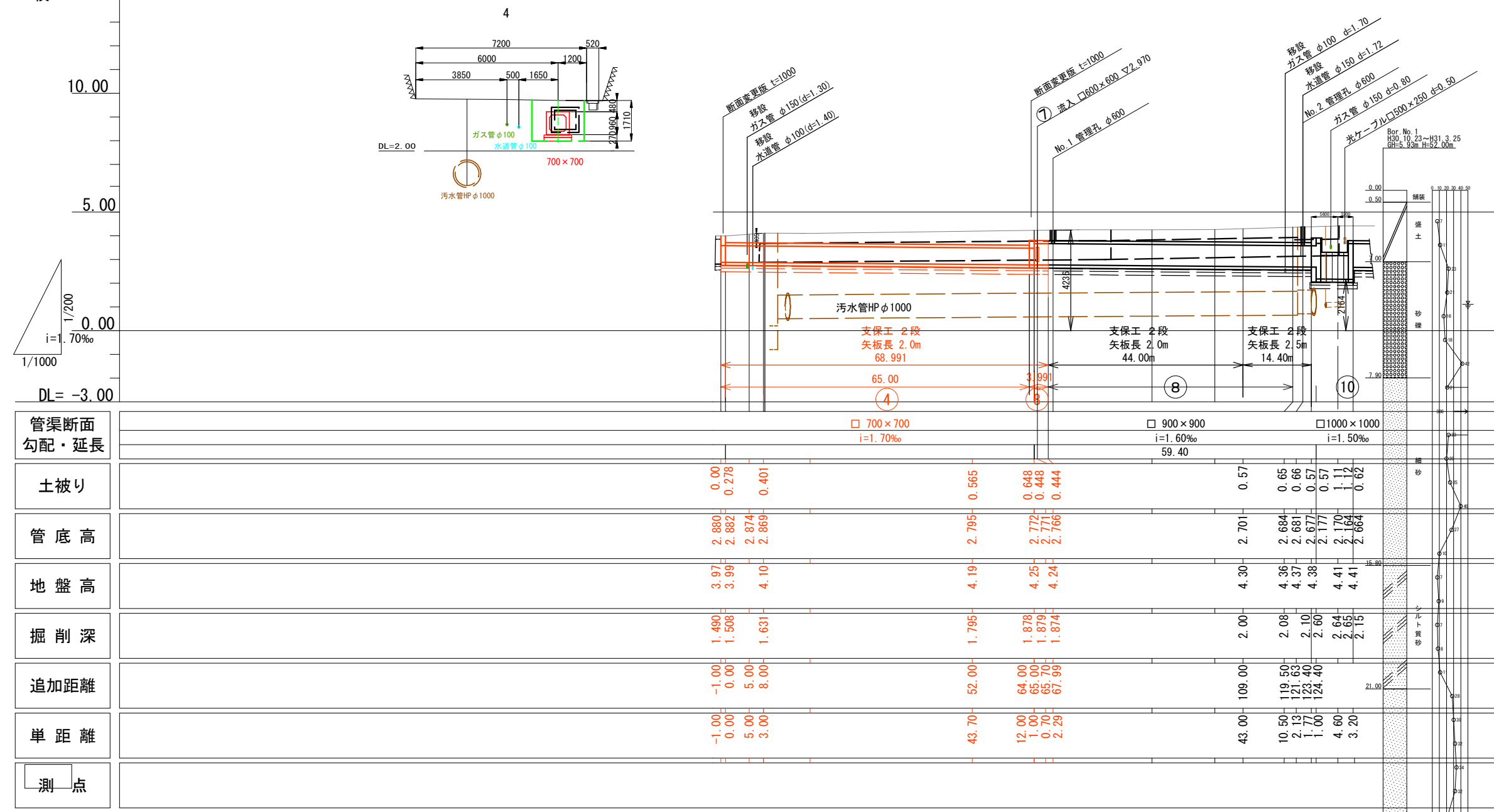
平面縦断図

4・8 路線



縦断図

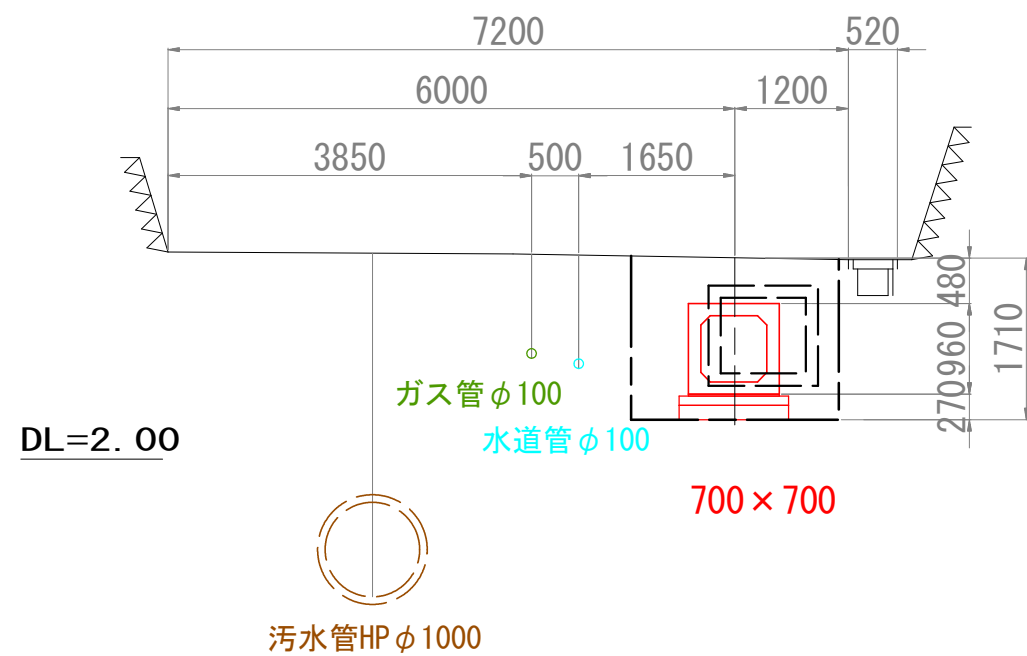
縦 S=1:200
横 S=1:1000



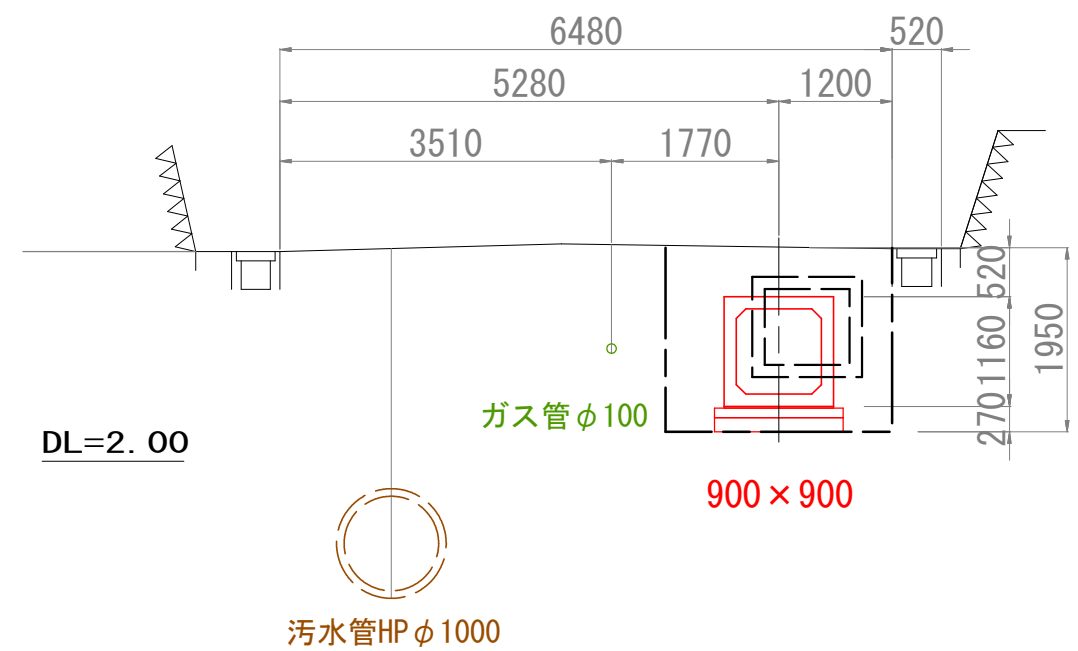
令和 8 年度			公共下水道事業		
工事番号 第 283 (18) 号					
令和 8 年度 西階雨水枝線工事 (第 1 工区)					
図 面	平 面 縦 断 図 4・8 路線			縮 尺	1/500 1/100
図 番	2				
延岡市上下水道局下水道課					

横断図
4・8路線 S=1/80

4 路線



8 路線



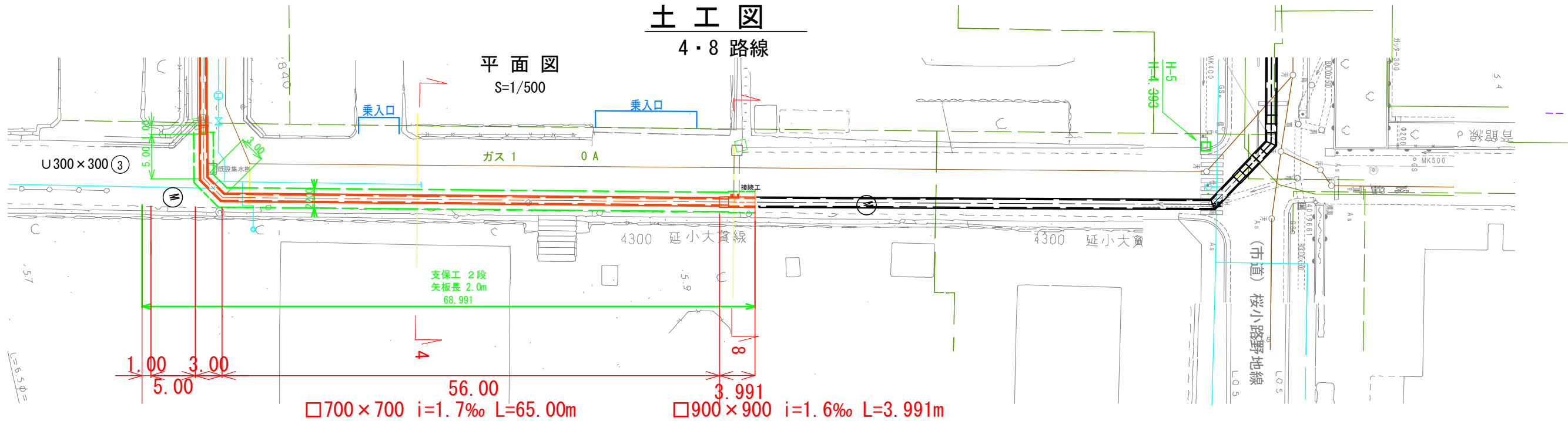
令和 8 年度			公共下水道事業		
工事番号 第 283 (18) 号					
令和 8 年度 西階雨水枝線工事 (第 1 工区)					
図 面	横 断 図 4 ・ 8 路 線			縮 尺	1/80
図 番	3				
延岡市上下水道局下水道課					

土工図

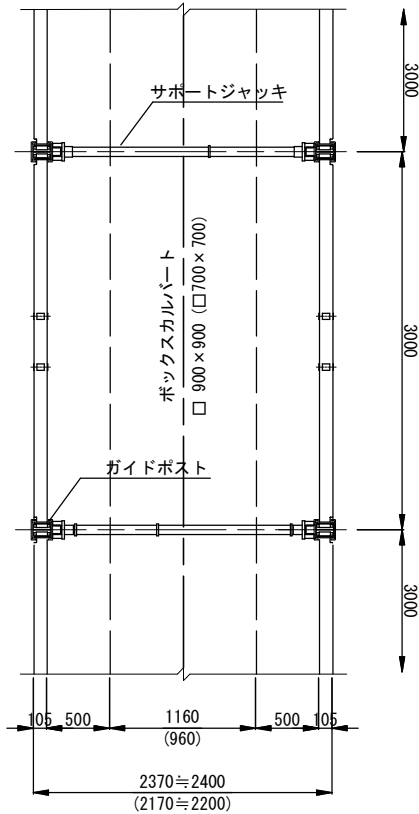
4・8 路線

平面図

S=1/500

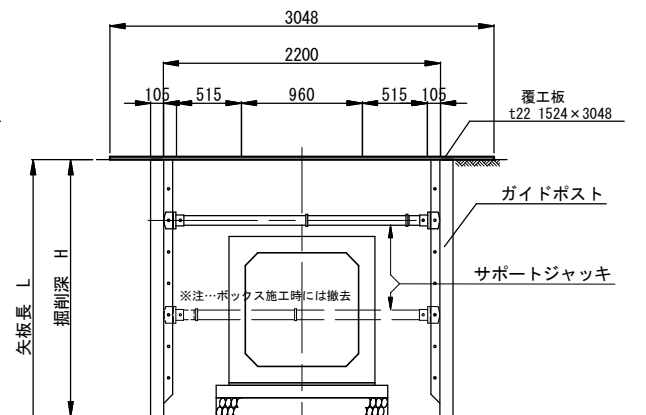
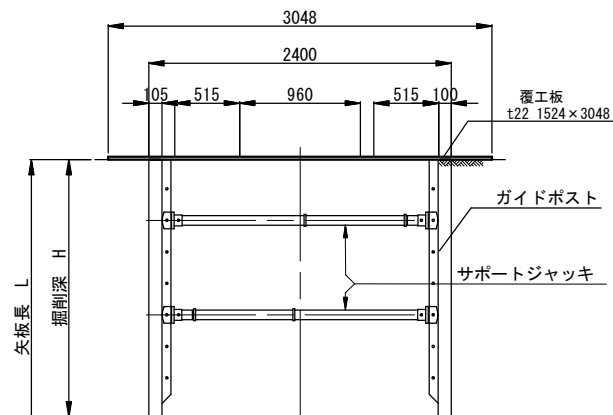
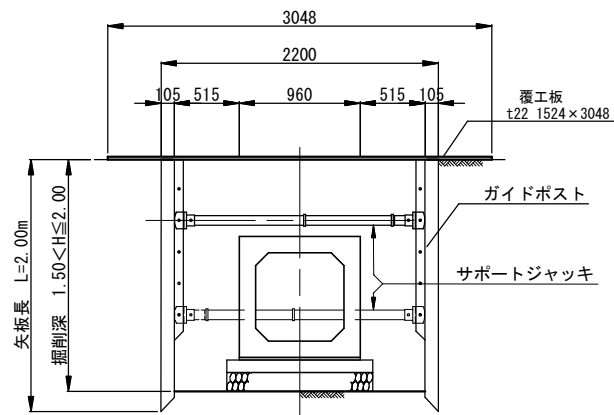
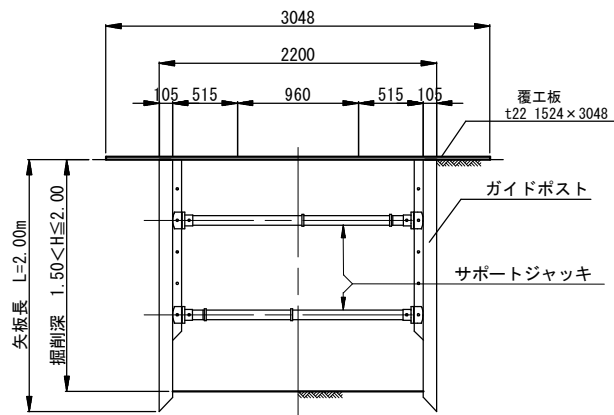


平面図



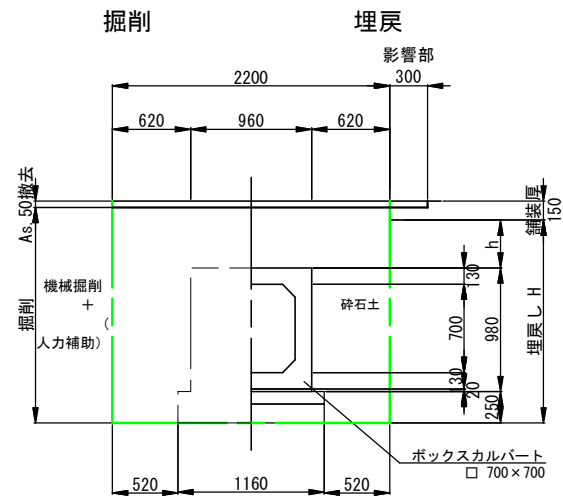
建込簡易土留

掘削深	矢板長	切梁
1.5<H≤2.0	2.0m	2 段
2.0<H≤2.5	2.5m	2 段
2.5<H≤3.0	3.0m	2 段
3.0<H≤3.5	3.5m	3 段
3.5<H≤4.0	4.0m	3 段

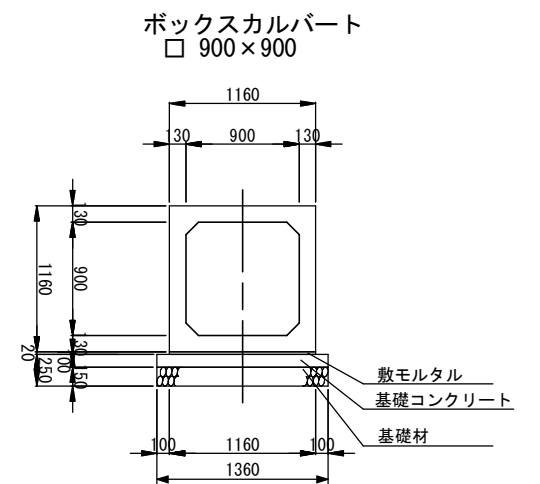
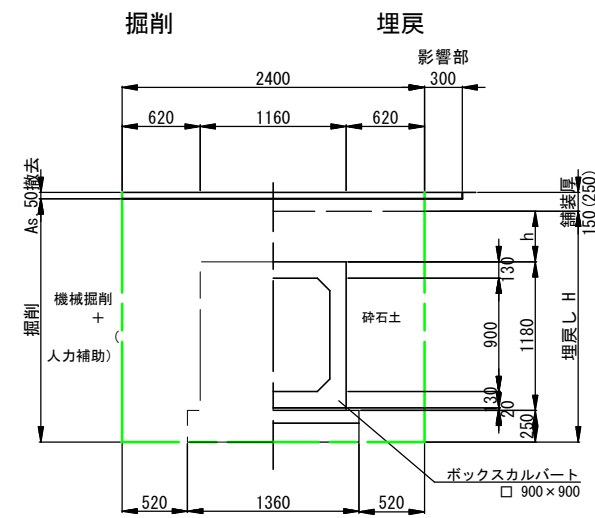
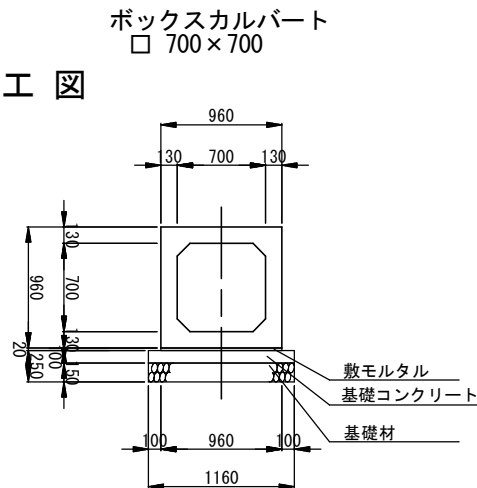


土工図

S=1/60



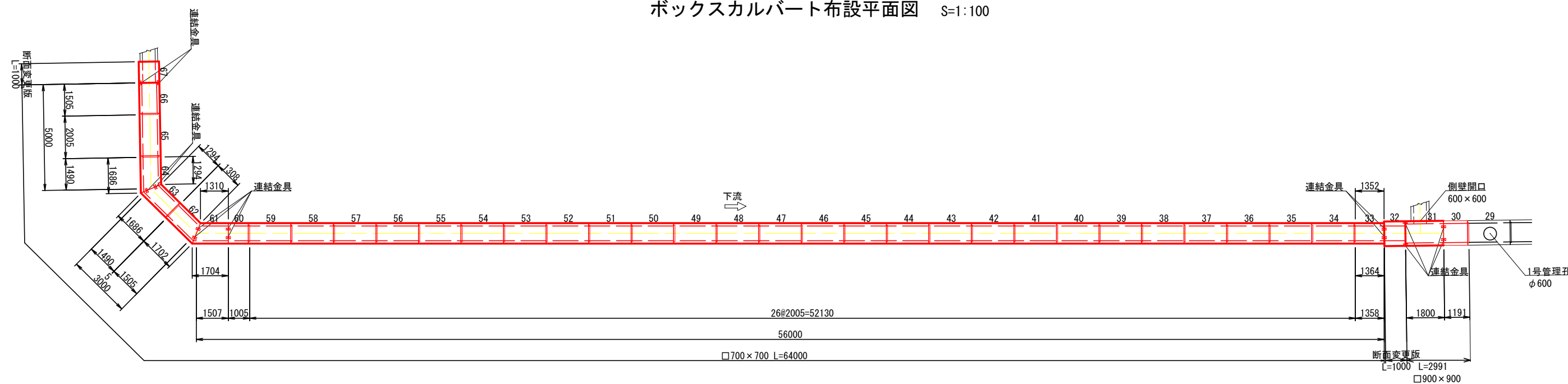
土工図



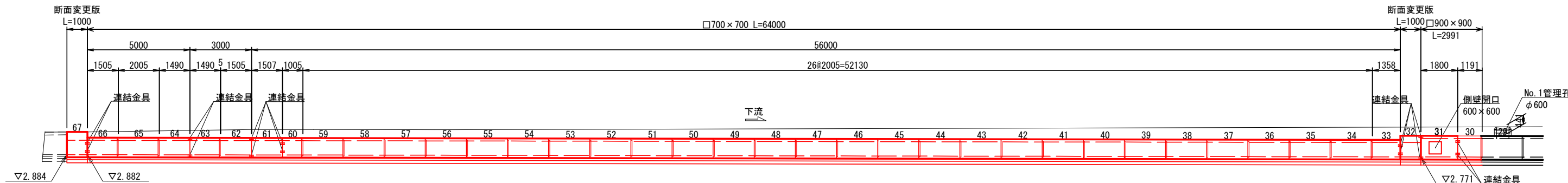
令和 8 年度				公共下水道事業	
工事番号 第 283 (18) 号					
令和 8 年度 西階雨水枝線工事 (第 1 工区)					
図 面	土 工 図 4・8 路線			縮 尺	1/500 1/60
図 番	4				
延岡市上下水道局下水道課					

4・8路線

ボックスカルバート布設平面図 S=1:100



ボックスカルバート布設縦断面図 S=1:100



DL=0.000

令和 8 年度		公共下水道事業		
工事番号 第 283 (18) 号				
令和 8 年度 西階雨水枝線工事 (第 1 工区)				
図 面	ボックスカルバート布設図 4・8路線		縮 尺	1/100
図 番	5			
延岡市上下水道局下水道課				

ボックスカルバート構造図 1
4・8路線

ボックスカルバート数量表

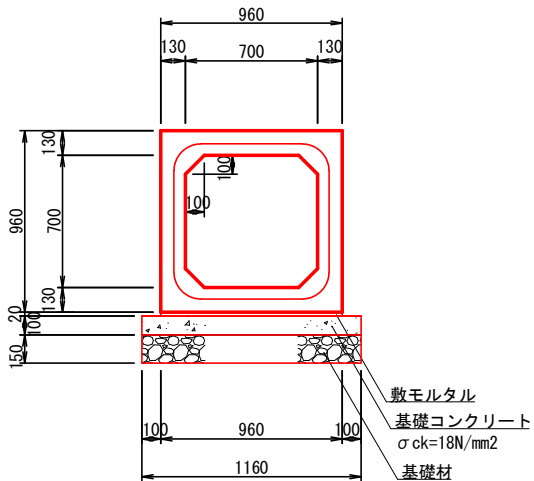
種 別		規 格	単位	数 量
ボックスカルバート 900×900 L=2.991	標準部	900×900×2000	本	25
		短 切 900×900×1800	本	1
		900×900×1500	本	1
		900×900×1191	本	1
	斜 切	900×900×1000	本	1
		900×900×1632～1136	本	2
ボックスカルバート 700×700 L=64.000	標準部	700×700×2000	本	27
		700×700×1500	本	1
	短 切	700×700×1000	本	1
		700×700×1364～1352	本	1
		700×700×1704～1310	本	1
		700×700×1702～1308	本	1
断面変更版 L=2.000	断面変更版	900×900～700×700×1000	本	1
		700×700～600×1000×1000	本	1
管理用マンホール工		φ600	箇所	2
接続工			箇所	1

延長集計表

種 別	規 格	単位	数 量
ボックスカルバート	900×900	m	2.991
	700×700	m	64.000
断面変更版	900×900～700×700×1000	m	1.00
	700×700～600×1000×1000	m	1.00

標準断面図 S=1:40

700×700(耐震対応型)



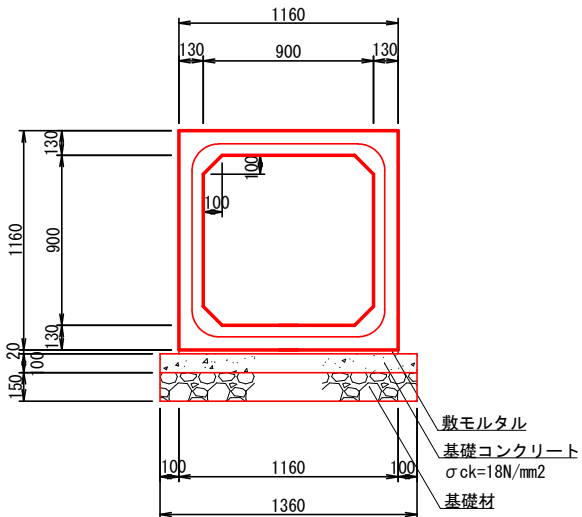
ボックスカルバート(700×700)数量表

10m当り

名 称	規 格	算 定 式	単位	数 量
基 礎 材	t=150mm	1.16×10.00	m ²	11.60
基礎コンクリート	σck=18N/mm ²	0.10×1.16×10.00	m ³	1.16
同上型枠		0.10×10.00×2	m ²	2.00
敷モルタル	1:3	0.02×0.96×10.00	m ³	0.19
ボックスカルバート	700×700		m	10.00

標準断面図 S=1:40

900×900(耐震対応型)



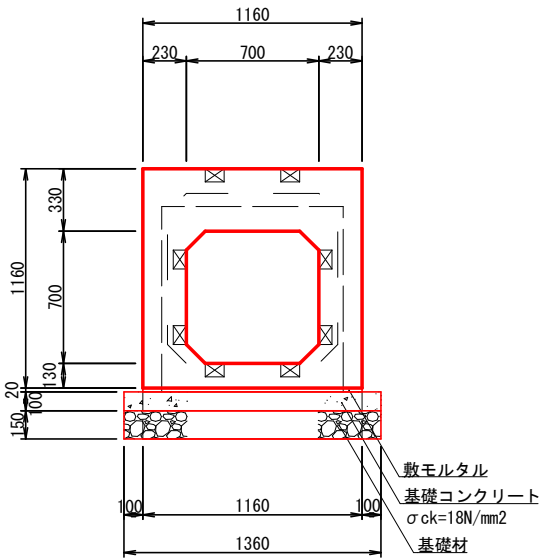
ボックスカルバート(900×900)数量表

10m当り

種 別	規 格	算 定 式	単位	数 量
基 礎 材	t=150mm	1.36×10.00	m ²	13.60
基礎型枠		0.10×10.00×2	m ²	2.00
基礎コンクリート	σck=18N/mm ²	1.36×0.10×10.00	m ³	1.36
敷モルタル	1:3	1.16×0.02×10.00	m ³	0.23
ボックスカルバート	900×900		m	10.00

断面変更版詳細図 S=1:40

(900×900～700×700)



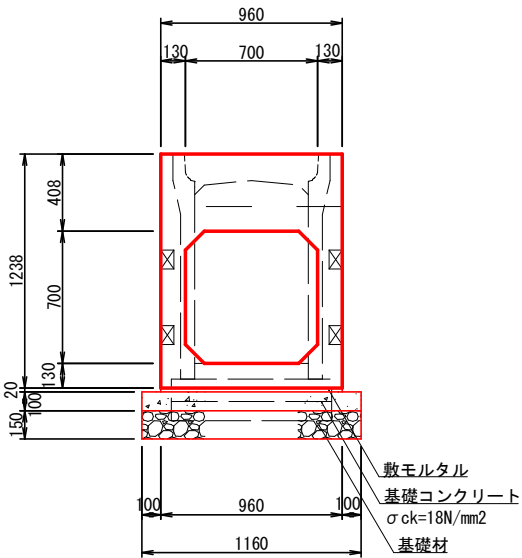
断面変更版 数量表

1m当り

種 別	規 格	算 定 式	単位	数 量
基 礎 材	t=150mm	1.36×1.00	m ²	1.36
基礎型枠		0.10×2×1.00	m ²	0.20
基礎コンクリート	σck=18N/mm ²	1.36×0.10×1.00	m ³	0.14
敷モルタル	1:3	1.16×0.02×1.00	m ³	0.02
ボックスカルバート	900×900～700×700		m	1.00

断面変更版詳細図 S=1:40

(700×700～600×1000)



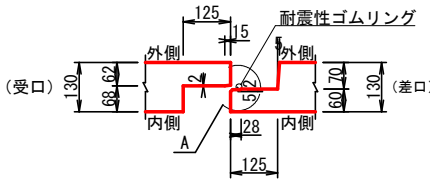
断面変更版 数量表

1m当り

種 別	規 格	算 定 式	単位	数 量
基 礎 材	t=150mm	1.16×1.00	m ²	1.16
基礎型枠		0.10×2×1.00	m ²	0.20
基礎コンクリート	σck=18N/mm ²	1.16×0.10×1.00	m ³	0.12
敷モルタル	1:3	0.96×0.02×1.00	m ³	0.02
ボックスカルバート	700×700～600×1000		m	1.00

継手部詳細図

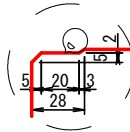
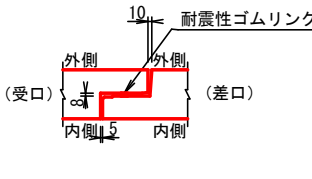
S=1:20



A部詳細図

耐震性ゴムリング

S=1:2

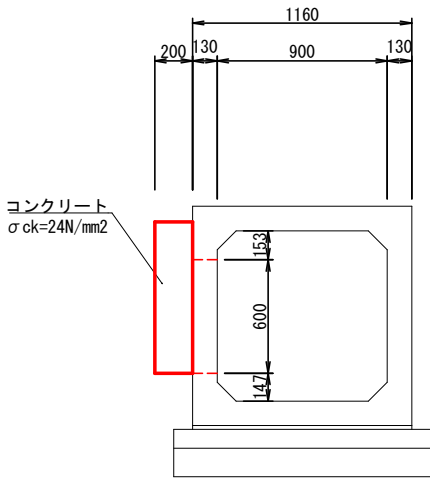


令和 8 年度				公共下水道事業			
工事番号 第 283 (18) 号							
令和 8 年度 西階雨水枝線工事 (第 1 工区)							
図 面		ボックスカルバート構造図 1 4・8 路線				縮 尺	図 示
図 番		6					
延岡市上下水道局下水道課							

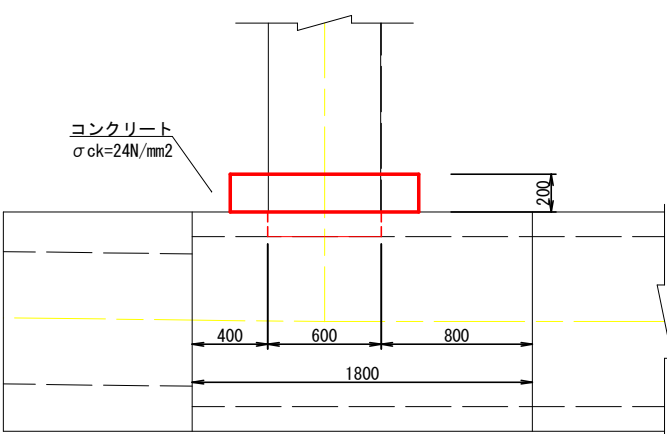
ボックスカルバート構造図 2
8 路線

接続工（コンクリート巻き立て）詳細図

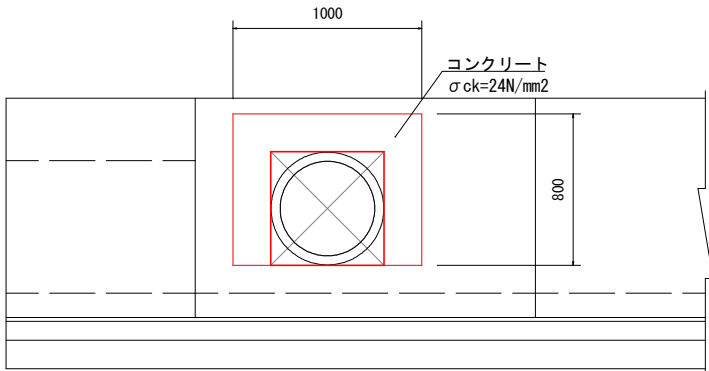
側面図



平面図 S=1:40



正面図



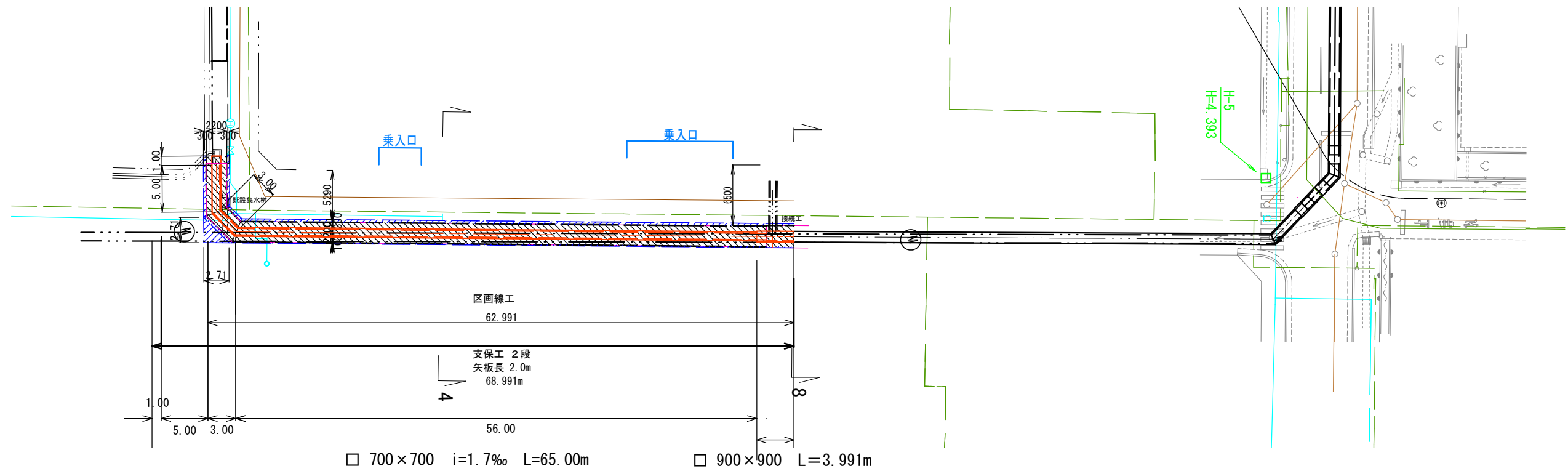
接続工数量表

名 称		規 格	算 定 式	一箇所当り	
型	枠			数 量	単位
型	枠		$1.0 \times 0.8 - 0.6 \times 0.6 + 0.2 \times 0.8 \times 2$	0.760	m ²
コンクリート		$\sigma_{ck}=24\text{N/mm}^2$	$(1.0 \times 0.8 - 0.598 \times 0.598 \times \pi / 4) \times 0.2$	0.104	m ³

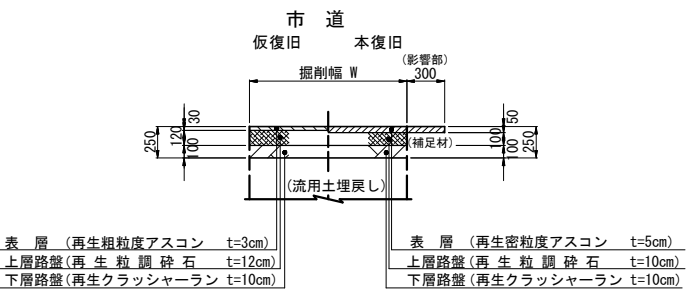
令和 8 年度		公共下水道事業	
工事番号		第 283 (18) 号	
令和 8 年度		西階雨水枝線工事 (第 1 工区)	
図 面	ボックスカルバート構造図 2 8 路線	縮 尺	1/40
図 番	7		
延岡市上下水道局下水道課			

付帯工図

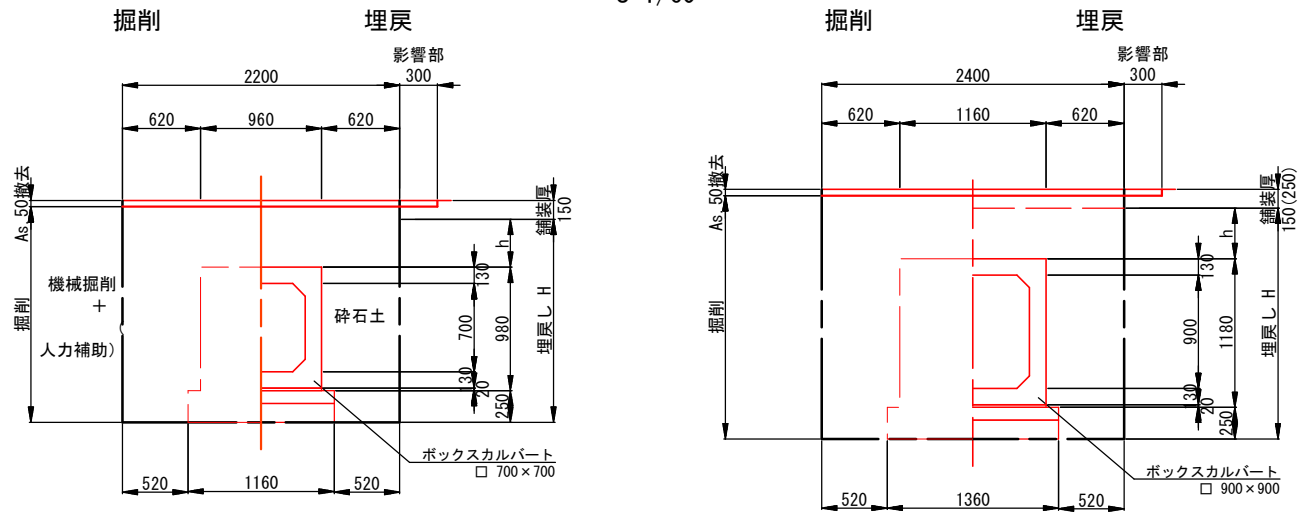
平面図
S=1/500



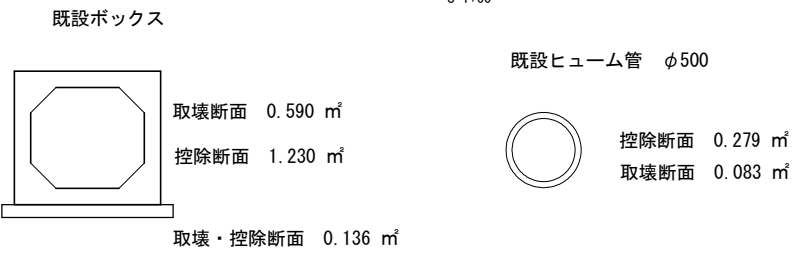
舗装構成図
車道舗装



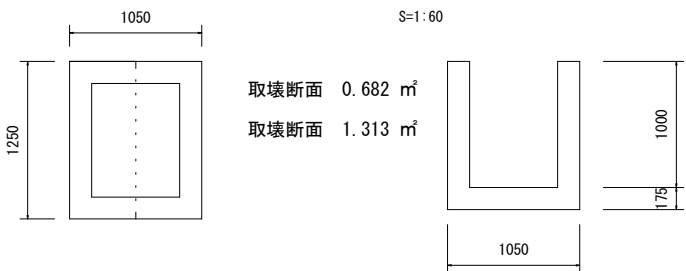
附帯横断面図
S=1/60



既設取壊し
S=1/60



既設集水桝
S=1/60



令和 8 年度		公共下水道事業	
工事番号 第 283 (18) 号		令和 8 年度 西階雨水枝線工事 (第 1 工区)	
図面	付帯工図 4・8 路線 (舗装工)	縮尺	1/500 1/60
図番	8		
延岡市上下水道局下水道課			